

施工前・施工中の写真を撮影していない場合の取扱い

(参考3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

見附市長 様

施工業者名	〇〇工務店
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇
電話	***-****-****
メール	*****@****. co. jp

災害名	令和6年能登半島地震				
自治体名	新潟県見附市				
修理物件	〇〇 〇〇邸(住所: )				
被害区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
実施期間	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日				
修理金額	円(自己負担分 円)				

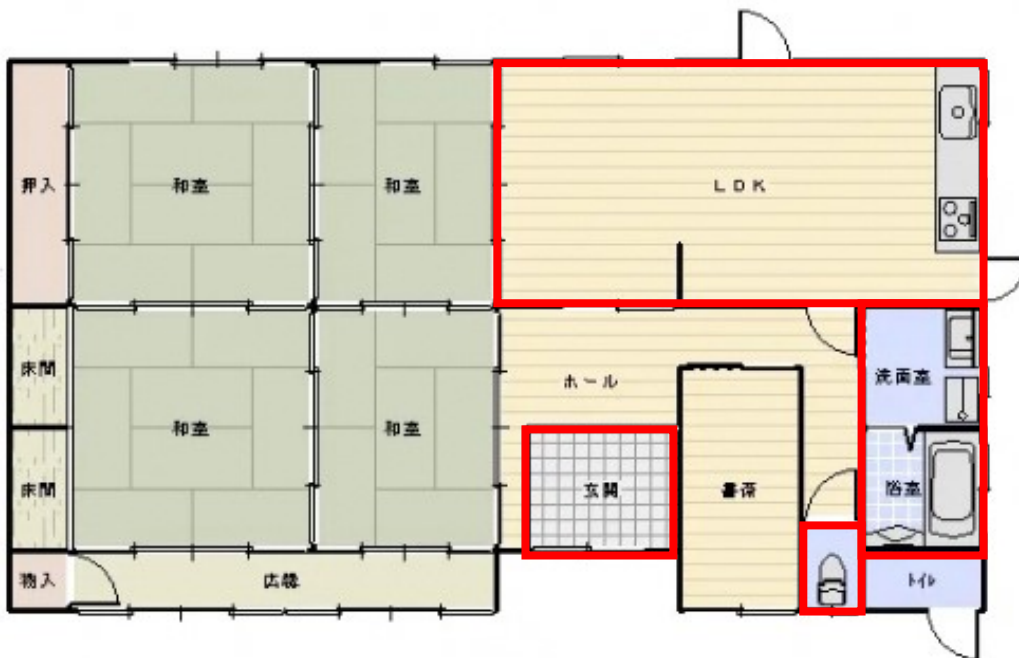
(被災者氏名) 邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

※施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

【施工前の被災状況】

〇〇 〇〇邸図面(1階)  
※損傷箇所が判るようにすること



○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

<p>LDK （16帖相当）</p>	<p>（破損状況説明） 床上浸水により、根太が腐食、床・壁の断熱材が吸水し脱落。フローリング下地板の腐食、床板に反り、壁板の腐食、カビの発生 交換する必要がある。</p>	
<p>（破損材料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根太：〇〇箇所が腐食</li> <li>・断熱材（床）：吸水により脱落</li> <li>・床下地材：腐食により交換</li> <li>・フローリング材：反りにより交換</li>   <li>・壁板：腐食・カビにより交換</li> <li>・断熱材（壁）：吸水による脱落</li> <li>・巾木：カビの発生</li> </ul>	<p>（交換材料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根太：ヒノキ材で交換</li> <li>・断熱材（床）：グラスウールに交換</li> <li>・床下地材：木下地〇mmで敷込</li> <li>・フローリング材：ヒノキ無垢材で対応</li> <li>・壁板：ヒノキ材で補修</li> <li>・断熱材（壁）：グラスウールに交換</li> <li>・巾木：ヒノキ材に交換</li> </ul>	
<p>玄関 （収納は対象外）</p>	<p>（破損状況説明） 玄関タイルの割れ、モルタルの亀裂、巾木・見切りの損傷、玄関ドア破損交換</p>	
<p>（破損材料）</p> <p>玄関タイル：破損 モルタル：亀裂 巾木・見切り：破損 玄関ドア：破損 （メーカー、品番）</p>	<p>（交換材料）</p> <p>玄関タイルの交換 モルタル亀裂：コーキング材充填 巾木・見切り：ヒノキ材で補修 玄関ドア：同等品に交換 （メーカー、品番）</p>	